

懲戒処分等の公表

令和8年8月25日

令和8年8月20日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、懲戒処分等の公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 被処分者 教育委員会 主査 (57歳・女性)

2 処分の内容 免職

3 処分年月日 令和8年8月20日

4 事案の概要

被処分者は、町が管理すべき大量の廃棄対象の公文書等を無断で自宅に持ち帰って保管していたほか、町のコピー機等を使用して上記文書の裏面に私的目的のため大量の小説のコピーを行っていた。また、通勤手段の変更に係る届出を長期間怠っていた。

町は、これらの行為が地方公務員としての信用を著しく失墜させるものであると判断し、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」等に抵触するため、同法第29条第1項の規定に基づき懲戒処分とした。

※自宅から回収した文書の中には、個人情報を含む文書や町的意思決定及び財務事務に関する文書が含まれていたが、公文書等の持ち帰りによる個人情報の流出は確認されていない。

※本事案については、警察署に既に相談を行っている。

※本事案の処分に併せて、持ち帰った公文書の所管の担当部長、課長等計5名については、管理監督責任を問い、同日付で口頭注意とした。

5 処分に係る町長コメント

職員によるこのような非違行為が発生したことは、町民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、町政を預かる者として深くお詫び申し上げます。

町としては、本事案を重く受け止め、再発防止に向けた取り組みを全庁的に進めてまいります。具体的には、公文書管理のルールの再確認や個人情報の適正管理の研修の再実施等による周知徹底、服務規律の再確認を行うとともに、職員への倫理研修等を通じた意識改革を図り、町民の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

【問い合わせ】

長泉町行政課長 佐藤久敬

電話番号 989-5500